

野辺地町統合小学校新築事業検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 野辺地町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定めた野辺地町立小学校統廃合基本計画に基づく野辺地小学校及び若葉小学校の統合校舎（以下「統合校舎」という。）の建設に向けて、野辺地町統合小学校新築事業検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議し、その結果を答申する。

- (1) 基本構想等の策定に資するための調査・検討に関すること。
- (2) 基本設計に関すること。
- (3) その他、委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員16人以内をもって組織する。

- (1) 統合関係学校の職員
- (2) 統合関係学校の保護者代表
- (3) 町民公募者
- (4) 町内の幼稚園・保育園の保護者代表
- (5) 町議会議員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員会には、前項に掲げる委員のほかに、技術的な助言をもらうためのアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、統合校舎の供用が開始される日までとする。

2 教育委員会は、特定の地位又はその職（以下「地位等」という。）にあるため委員となった者が、当該地位等に該当しなくなったときは、委員の職を辞したものとみなし、当該地位等に就いた後任の者を委員として委嘱する。

3 教育委員会は、前条第1項第3号の委員について、年度ごとに委員継続の意思を確認するものとする。

4 教育委員会は、前項の規定によるもののほか、委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員長は委員の互選により定め、副委

員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員への報酬及び費用弁償については、予算の範囲内で別に定めるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、統合校舎の供用が開始される日をもって廃止する。
- 2 この要綱の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(第7条関係)

報酬及び費用弁償について

委員が会議等に出席したときは、報酬及び費用弁償を支給するものとし、その額については以下のとおりとする。

①報酬

職務の時間が4時間以内 1日につき2,100円

職務の時間が8時間以内 1日につき4,200円

②費用弁償

出席のため要した車賃（バス料金実費相当額）

ただし、招集地等との距離が片道2キロメートル未満の委員を除く。